議案第151号

北上市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査の縦覧等手続条例の一部を改正する条例

北上市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査の縦覧等手続条例(平成11年北上市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、生活環境影響調査の結果及び報告書等の縦覧手続並びに意見書の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- (1) 生活環境影響調査 <u>北上市</u>が設置する一般廃棄物処理施 設の設置及び変更の届出に際して実施した周辺地域の生活

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第9条の3の3第2項(同条第3項により読み替えて準用する法第9条の3第9項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が実施した生活環境影響調査の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類等(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに意見書の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

改正後

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- (1) 生活環境影響調査 市長又は受託者(以下「設置者」という。) が設置する一般廃棄物処理施設 (以下「施設」と

環境に及ぼす影響についての調査をいう。

- (2) 報告書等 生活環境影響調査の結果及び法第8条第2項 第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類をいう。
- (3) 「略]

(対象となる施設の種類)

第3条 報告書等の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃 棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第5条第1項に規定するごみ処理 施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の 最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の手続等)

- 第4条 市長は、報告書等を縦覧に供するときは、次の各号に│第4条 市長は、設置者が報告書等を縦覧に供しようとすると 掲げる事項とともに、意見書を提出できる旨を公告するもの とする。
- (1) [略]
- (2)[略]
- (3) 「略]
- (4)「略]
- 「略] (5)
- 「略] (6)
- (7)[略]

いう。) の設置及び変更の届出に際して実施した周辺地域 の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。

(2) 「略]

(対象となる施設の種類)

第3条 報告書等の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃 棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第5条第1項に規定するごみ処理 施設のうち焼却施設(受託者が設置又は変更するものを含む 。)及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とす る。

(縦覧の手続等)

- きは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 設置者の氏名
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) 「略]
- 「略〕 (6)
- (7) [略]
- (8) [略]

- 2 前項第1号の縦覧の期間は、公告の日から1月間とする。
- 3 第1項第6号の提出期限は、前項の縦覧期間満了の日から 起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第5条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前 条に定める手続を経たものとみなす。

2 受託者は、受託者が設置する焼却施設に係る報告書等を縦 覧に供しようとするときは、主たる事業所の所在地及び市長 が指示する事項を記載した書面を届け出なければならない。

_(縦覧の場所及び期間)

- 第5条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。
- (1) 北上市役所
- (2) 受託者が設置する焼却施設にあっては、受託者の主たる事業所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 縦覧の期間は、前条第1項の規定による告示の日から1月間(非常災害により生じる廃棄物を処分するために設置する施設の場合にあっては、1月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間)とする。

(意見書の提出)

第6条 第4条第1項の規定による告示があったときは、施設 の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第2項の 期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日ま でに、設置者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、当該区域を 管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域に おける縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

 $(1) \sim (3)$ [略]

(補則)

第7条 [略]

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、当該 区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該 区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとす る。

 $(1) \sim (3)$ [略]

(補則)

第9条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 髙 橋 敏 彦

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3に規定する災害時における一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査の結果等の縦覧手続について、定めようとするものである。